

大東監告示第1号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第1項及び同条第2項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和4年6月1日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 大東真司

【担当 監査委員事務局】

令和4年度 第1回 定期監査等の結果

1. 監査の対象

総務部

(総務課、人事課、財産管理課、課税課、納税債権課)

2. 監査の期間

令和4年3月1日～令和4年5月23日

3. 監査の方法

大東市監査基準に基づき、総務部の各課が分掌する令和3年度の事務事業について、関係する帳簿及び保管する文書の提出を求めた。

これらを基に担当課から事情を聴取し、その財務及び一般行政に係る事務執行が法律、条例、規則、要綱等に合致したものとなっているか、又、効果的、効率的に行われているかについて監査を行った。

4. 監査の結果

概ね適正に事務が執行されていたが、一部に是正すべき事項があったので、下記のとおり指摘を行う。

(1) 随意契約について 【総務課】【人事課】【財産管理課】

自治体の契約は、競争入札で行うのが原則であり、地方自治法施行令第167条第1項各号に該当する場合のみ随意契約できるとされる。契約締結の起案書には該当する条項とその理由を記載しておくべきである。

しかるに他の条項が該当すると思われる場合においても「その性質又は目的が競争入札に適しない」とする同項第2号に該当するとした事案や、市で同項第1号に該当する場合は、他の条項に該当する場合であっても第1号が優先するという取り決めにもかかわらず、第1号該当としていない事例、第1号が該当するように意図的に契約を分割しているとみられかねない事例が見られた。

この背景としては職員が随意契約の根拠法とその解釈を十分に理解していないことが原因と思われるので、決裁権者、文書主任はもとより、職員全体が随意契約を締結できる場合の根拠をより正確に理解し、適切な理由による随意契約の締結事務を執行されたい。

なお、このことは総務部だけでなく、市全体においても程度の差こそあれ、同

様の傾向が見られ、契約事務を統括する財産管理課においては、市全体に対する周知を徹底されたい。

(2) 適切な契約について 【人事課】 【財産管理課】

定期健康診断で実施している血液オプション検査は、この検査の単価に定期健康診断を受診した人数を乗じて得た額を受託者に支払っており、血液オプションを利用していない者の料金を支払っていることになっている。このことは適正な公金支出と言えないことから、善処を求める。

又、シルバー人材センターに行わせている草刈り業務について、契約規則第25条第2項の発注見通し等の公表事務を行っていないことから、規則に反した状態を解消されたい。

(3) 文書の取扱いについて 【総務課、人事課、財産管理課、課税課】

文書の取扱いについては、決裁者や文書主任の認印や申請書への受付印の欠落のほか、意思決定すべき起案書で意思決定の内容が欠落していたり、随契理由を書くべきところが委託理由になっていたり、電子文書の取扱い根拠が不明確であったり、その内容は多岐にわたって不適切な事案が目立つ。これらは文書事務の基本の理解力不足と注意力の欠如が大きな要因と推測されるが、近年のDX化進展の影響も要因のひとつであると思われる。

決裁権者や文書主任は、不適切な起案書等が回議されてきたときに不適切な箇所を指摘し、修正等必要な措置を講じなければならないが、そのチェックが不十分なものとなっているのではないか。

総務課は市全体の文書事務を統括する責にある。過年度における他部の定期監査においても同様の事項を指摘していることから、これまで以上に他部署に対して文書の適正化を進めていく必要がある。加えてDX化に対しても、過渡期の取扱いであっても、各方面の意見を聞きながら、適切な取扱いのルール化をタイムリーに定めて頂きたい。

(4) 例規と実務との乖離について 【総務課、財産管理課】

例規は、職員が行うすべての事務の根拠であり、一種の業務マニュアル的性格を持つことから、例規と実務の内容は常に合致させておく必要がある。しかるに目先の事務改善を優先するあまり、実務と例規が乖離しているケースが見受けられる。例えば大東市有自動車管理規程に定める「自動車修理設計書・見積書」の事例、わが街NAVIの設置事業における協定書と大東市広報誌広告取扱要綱との事例、指名競争入札において1社のみ参加が入札不調となる規定が定められていないなどの事例が見られた。これらにおいては、早急に実務と合致するよう

に改正等を行うとともに、これ以外の事務においても例規と合致しているかどうか再確認されたい。

(5) 公有財産の取扱いについて 【財産管理課】

普通財産の貸付において、以前は無償であったものが有償化され、同様の用途であっても有償・無償で不公平が生じている。現在、普通財産を無償で貸し付けている事案については、今後、契約更新時等において、確実に有償化を進めていただきたい。

又、普通財産を含む公有財産においては、公有財産台帳によって管理されているが、正確に手入れが行われていない。市の公有財産の状況については、正確に市民に提供する必要があることから、正確な公有財産台帳を常時調整するとともに、決算資料である財産に関する調書にある説明資料においても、普通財産の状況について市全体の面積等だけでなく、一定のグループごとの面積や活用実態等を記載するよう工夫されたい。

5. 監査委員意見

総務部においては、自ら執行する固有の事務とともに、文書事務、契約事務、公有財産の管理事務においては、市の各部署で所管するこれらの事務を統括する役割を担っている。今回の定期監査で大きく取り上げるべき不適切な事案はなかったが、各部署を統括すべき事務において、文書事務の乱れや随意契約の締結理由の理解不足、公有財産の管理・活用にももの足りなさを感じたことは残念に思う。これはコロナ禍、DX化等により増加する事務に対し、個々の職員が懸命に対応しようとしているが、マンパワーが追い付いていないことが原因ではないかと推測される。

今日のように、今までにない新しい取り組みを次々と求められる状況に対応するためには、従来のやり方を絶えず見直し、常に最適な事務を執行できるように工夫を行うことである。これまで正しかった方法が常に正しいとは限らない。職員にあっては、常にどうすれば事務を改善できるか。それを庁内にどうやって波及、定着させるか。このことを念頭に置き、管理職がそれを率先して行動で示し、組織としてそれぞれが所管する事務を執行して頂きたい。

又、税部門においては、今回、特に指摘するような事項は見当たらなかったが、引き続き、適正な事務処理の遂行と、決算で明らかになる市税収納状況の成果に期待するものである。

総務部は市民サービスの提供において、間接的な部署ではあるが、与えられた役割を着実にこなすことによって、市全体の市民サービスの充実に寄与していただくことを望むものである。